イベントいっぱい！
7・8月の市内商店街！

あなたの街のセールやお祭りをのぞいてみませんか？身近な商店街が今年も色々なイベントを企画して、みなさんのご来場をお待ちしています。くわしくは各商店会へ。

◆7月31日Gまで　ことぶき商栄会の「創立50周年記念セール」
参加各店舗で配布の補助券、3枚で1回抽選（抽選は8月7日g正午～午後6時）
⇨48―5155（本多米店）

◆7月23日F～24日G　三鷹市商店会連合会の「四小むらさき祭」（12面に詳細）

◆7月24日G～25日A　新鷹商店会の「納涼盆踊り大会」
JA東京むさし三鷹支店駐車場で。盆踊り、模擬店（午後7時～9時30分）
⇨☎44―5209（高和学院）

◆7月中旬～8月中旬　三鷹南銀座会の「南銀ロトとスクラッチカードを使った夏の売出し」
恒例南銀ロト、参加各店舗で南銀商品券が当たるスクラッチ
⇨☎43―6709（アライ薬局）

◆7月30日F～8月7日G　三鷹台商店会の「スタンプラリー・納涼盆踊りセール」
駅前駐輪場で。盆踊り、子ども太鼓、模擬店（6日f、7日gそれぞれ午後6時～9時）
⇨☎48―0278（西野園）

◆7月31日G～8月1日A　三鷹中央通り商店会の「第22回ふれあいみたか駅前夏祭り」
ICUサンバ、江戸芸かっぽれ、万灯みこし、東京都公認大道芸、明星学園和太鼓、子ども向け紙芝居、模擬店ほか
⇨☎43―6293（カバンのヒロセ）

中小企業の情報化・国際化を応援します

三鷹市中小企業情報化・国際化推進事業補助金は市内の中小企業の方々が、パソコンやソフトを購入する場合、ISOなどの国際規格を取得する場合など新規市場開拓や経営の効率化に向けた情報化・国際化推進事業に対し助成します。

◆対象事業者　三鷹市内に主たる事務所を有する、個人事業者および法人。

◆対象事業と補助金額　下表のとおり。
※補助率はいずれも補助対象経費の2分の1以内です。

◆申請に必要な書類　①補助金交付申請書、②事業計画書、③商業登記簿謄本（個人事業の場合は住民票）、④前年度市民税納税証明書、⑤経歴書（会社案内など）、⑥前年度の決算書の写し、⑦見積書、⑧図面など

◆申請締切　平成17年3月31日e
※平成16年4月1日以降の事業に限ります。また、3月31日までに事業を終了し、実績報告書を提出できることを条件とします。ただし、予算に達し次第申込の受付を終了いたします。
⇨生活経済課☎内線2543

情報化推進事業	補助事業の内容	補助経費	補助限度額
ホームページの作成	新規市場開拓や受発注拡大のためのホームページの作成 ※三鷹商工会のホームページにリンクすることを条件とします。	・ホームページの作成費	50,000円
OA機器やソフトウェアの購入	新分野開拓や経費の効率化に必要なOA機器やソフトウェアの購入	・OA機器の購入費 ・ソフトウェアの購入費	50,000円
インターネット接続	販売拡大や自社製品などの情報発信に向けたインターネット接続	・接続工事費 ・機材費	50,000円
国際化推進事業	**補助事業の内容**	**補助経費**	**補助限度額**
海外見本市への出展	新規市場開拓のため、海外で行われる国際見本市への企業出展事業	・出展ブース費 ・運送費 ・翻訳関係費	500,000円
外国語パンフレットの作成	海外との取引拡大のための外国語パンフレットの作成	・パンフレット作成費	200,000円
ISOなど国際規格取得のための事業	ISOの承認取得のためのコンサルタント委託、予備審査、本審査など	・コンサルタント委託費 ・予備審査費 ・本審査費	300,000円
そのほかの情報化・国際化推進事業	上記以外で企業における新規市場開拓や経営の効率化に寄与すると思われる情報化・国際化推進事業で、市長が特別に認めた事業		200,000円

わくわくサポート三鷹 第7回定例講習会

▽7月24日g三鷹市市民協働センター2階第3会議室（下連雀4―17―23）で。①午前10時～正午＝「今後の生き方、働き方、活動の仕方を考える会」～50歳でも早すぎない。60歳でも遅すぎない～就業、起業、SOHO、NPO、有償ボランティアなど多様な働き方、活動の紹介。②午後1時30分～3時30分＝「求職活動支援セミナー」～頑張るあなたを応援します。若い方も歓迎します～履歴書・職務経歴書の書き方や面接試験でのテクニックなど、求職活動のノウハウを。講師はいずれもキャリア設計M21所長の向井恒夫さん。
※午後のセミナー終了後、キャリアカウンセリング（約30分）を実施。申し込みは一緒に。先着2人。
▼電話、ファクス、Eメールで氏名・電話（連絡先）・年齢・住所を伝えて、わくわくサポート三鷹☎45―8646・ファクス45―8645・Eメール：waku waku@mitaka.ne.jp へ申し込む。①②とも先着15人。

加入しませんか？ ＆三鷹市勤労者福祉サービスセンターに！

三鷹市が100％出資してできた財団法人で、市からの補助金と、みなさんからの会費により運営されています。市内の中小企業に勤務する従業員、事業主の福利厚生の充実をお手伝いする公益法人です。
日帰りバスツアー・宿泊ツアー　コンサート、お芝居、映画の鑑賞　各種割引補助、遊園地などのチケットの格安あっせん、各種給付金や財形貯蓄の事務の代行など、盛りたくさんの事業を行っています。

◆会費　1人当たり入会金100円、月額500円
⇨同センター（市役所第2庁舎3階）☎47―5152

花火による事故を防ごう

夏の風物詩の一つ花火は、炎の色や吹き出し方などの変化に富み、その取り扱いも多様化しています。
しかし、花火といっても原料は火薬であり危険が伴います。花火による事故をなくすためには、種類や火薬量に応じて作られた「使用上の説明書」をよく読んで正しく取り扱いましょう。

⇨三鷹消防署査察指導係☎47―0119

中近東文化センター寄付講座「オリエントの世界を知ろう」

武蔵野市教育委員会主催　武蔵野市寄付講座に三鷹市民も参加できます。対象は18歳以上の市内在勤・在学を含む市民で全回出席できる方。
▽10月2日～平成17年1月29日の土曜日午後1時30分～3時（全13回）、中近東文化センター（三鷹市大沢3―10―31）で。講師は中央大学教授の中田一郎さんほか。資料代5千円
▼7月30日f（必着）までに往復はがきに住所（在勤・在学の方は勤務先、学校名も）・氏名・電話番号・年齢・返信用の宛先を記入し「〒181―8555三鷹市役所コミュニティ文化室『中近東文化センター寄付講座』係」へ。定員30人（申込多数の場合は抽選）。
⇨同室☎内線2511

まちづくり研究所第3分科会第6回の傍聴受付

「男女平等参画条例（仮称）」の検討を行っているまちづくり研究所第3分科会第6回の傍聴を受け付けています。
▽7月26日b午後6時30分～8時30分、三鷹産業プラザ7階701会議室で。
▼傍聴希望の方は、7月23日f午後5時までに、氏名・住所・電話番号（またはファクス番号・メールアドレス）を企画経営室平和・女性・国際化推進係☎内線2115・ファクス48―1419・Eメール：kikaku@city.mitaka.tokyo.jp または、はがきで「〒181―8555三鷹市役所企画経営室」へ（申込多数の場合は抽選）。

リサイクル市民工房 夏休みスペシャル

7月18日a～8月29日aの開館日開催

◆リサイクル図書の提供　市内各図書館からの廃棄図書を、通常より在庫スペースを拡大し、1人6冊まで無料で提供します。

◆夏休みホビー木工教室　予約なしで、どなたでも工具類はお貸しします。材料の廃材・速乾性木工ボンド、木ねじ、くぎなどを持参。スタッフが親切・丁寧にアドバイス。ウェルカムボード、トールペイント、ガーデニンググッズ、調味料棚、本棚など。

◆牛乳パックで暑中見舞いはがき作り　季節の花を入れたり、お好きな色で。でんぷんのり、牛乳パック数枚持参。

◆ソーラーカー作り　対象は小学校高学年
▽7月31日～8月28日の毎週土曜日、午後1時～3時、同工房で。単3乾電池2本持参。
▼7月24日g午前10時から電話で申し込む。各日先着5人。
⇨リサイクル市民工房（水・木・土・日曜日午前10時～午後4時開館　深大寺2―16―13）☎34―3196（リサイクル）

夏休みちびっこ、小学生、銭湯スタンプラリー

三鷹浴場組合主催。8月1日a～8日a、小学生以下の子どもが、市内銭湯を3軒まわると、先着200人に図書券をプレゼント。最初の銭湯で「ラリー券」をもらって、みんなで参加しよう！　最初の銭湯ではミネラルウォーターもプレゼント。小学校低学年くらいまでの子どもは、必ず保護者同伴で。

市内の銭湯

市内銭湯	住所	電話
アサヒトレンド21	上連雀2－7－1	43－1777
春の湯	下連雀3－37－12	43－5832
志乃夫湯	下連雀7－6－34	47－6548
栄湯	深大寺1－14－31	32－3057
神明湯	牟礼3－8－16	47－5044
千代乃湯	井口2－4－31	39－1010
のぼり湯	井口5－5－18	31－7645

消費者相談窓口から 196
消費者相談窓口 ☎47-9042

クーリング・オフができない！

〈相談〉
業者から電話があり「浄水器を無料で差し上げる」というので家を訪問してもらう約束をした。やって来た業者は2種類の浄水器を見せ「どちらがいいですか」と尋ねるので、高級そうな浄水器を選んだ。すると業者は「選んだ方は無料ではなく、2千800円です」という。その場の雰囲気にのまれてつい2千800円を支払ってしまった。無料だと言うから来てもらったのに、代金を支払う羽目になってしまった。クーリング・オフしたい。

〈処理〉
訪問販売には、買いたいと思ってもいなかった商品を突然買ってほしいと言われたり（不意打ち性）、消費者と業者しかいない部屋の中で勧誘される（密室性）といった問題があります。
このため冷静な判断ができないまま、契約してしまうことが起こりがちです。こうした問題ある契約から消費者を守ることができるようにと、無条件で契約を解除できる制度がクーリング・オフ制度です。しかし、クーリング・オフ制度は万能ではありません。①消耗品（健康食品、化粧品、洗剤など）を使用、消費してしまった。②商品などを受け取り、代金全額を支払った場合で、その金額が3千円未満である。などの場合には、たとえ訪問販売で購入した場合でもクーリング・オフが認められません。
ご相談のケースは、商品の浄水器を受け取り、代金2千800円全額を支払っていますので残念ながらクーリング・オフができませんでした。それでも、勧誘方法などに問題がある場合もありますので、ぜひ消費者相談室へご相談ください。（三鷹市消費者相談員）